

# 世帯の変化をとらえる場合の世帯とは何か

—世帯変動の観察についての一考察—

渡 邊 吉 利

まず、世帯とは何かを明らかにしないと、その変化はとらえられない。世帯というのは、住居と家計の共同によって構成員の範囲が画される人の集まりをとらえる統計的な概念である<sup>1)</sup>。ところで、ここでとらえようとするのは時間の経過の中での世帯の変化なので、単純にある時点の世帯をとらえる場合よりも複雑になる。そこで本稿では、世帯の変化をとらえる場合の世帯概念の問題点を整理してみたい<sup>2)</sup>。

### 1. 世帯の单一性——一つの世帯としてとらえられる構成員の範囲を示す基準の問題

通常、世帯の定義というのは、ある時点で世帯を観察したときに、一つの世帯としてとらえられるその構成員の範囲は一体どこまでなのかという問題である。例えば、同一の建物の1階と2階に親世代と子世代が分かれて住んでいるとき、それは一つの世帯としての同居かそれとも二つの世帯とみて別居と考えるのかといったことである。このように一個の世帯としてとらえられる人的範囲・境界についての基準が、従来、世帯の定義として問題にされてきたことがらである。このようにある時点における一個の単位の世帯としてとらえられる範囲を明らかにするような定義をここでは世帯の单一性の基準と呼ぶことにする。この世帯の单一性についての基準=定義を調査の実施にあたって明確にしておかなければ、どのような規模の世帯がどれだけあるとか、あるいはまたある類型の世帯が5年前の調査のときにくらべてその数が増加したといってみても意味がない。そして、この世帯の单一性に関する明確な基準の必要性は、世帯に関するすべての調査についてあてはまる。すなわち、調査自体としては、世帯の変化に関するところを調べていない場合でも、たんにある時点における世帯の類型と数をとらえるだけの調査であっても、世帯の单一性についての基準（一個の世帯としてとらえられる人的範囲・境界についての基準）は明確でなければならない<sup>3)</sup>。言い換えれば、すべての世帯調査は、明示的にあるいは暗黙の内に、世帯の单一性についての明確な基準=定義をもっている<sup>4)</sup>。そしてこのことは、これまでの世帯調査においても明確に意識されてきていたといえる。

### 2. 世帯の同一性——一時間の経過の中で世帯をとらえる場合の世帯の継続性を示す標識の問題

ところで、世帯の変化ということを問題にするようになると、世帯をとらえる上で新たなことが持ち上がってくる。例えば、ある世帯を観察の対象にして時間の経過によるその変化をみていったとき、観察対象の世帯が継続しており、時間的前後の間で同一の世帯を観察しているとみるとみるが、これは一体どの範囲まで変化した世帯についてなのだろうかという問題である。その場合、世帯がもはや継続していない、前にあったとは別の世帯だとみなされるのは世帯主が変化したときか、世帯員が変

化したときか、もしそうだとするとどの範囲の世帯員が変化したときか、同じことだが、世帯の構成員が二つに別れたときどちらについて元の世帯との同一性を認めるか、それとも、元の世帯は消滅して新たに世帯が創設されたとみるか、その基準は一体何か、あるいは、田舎の旧家のような場合には長い年月の間に世帯員全員が入れ替わっても世帯の同一性は保たれているとみなすのだろうか、また、そうした旧家の世帯員の全員が家を挙げて隣の村へ移った場合はどうだろうか、世帯は同一性を保っていると考えるか、それとも場所の移動を伴ったときに世帯の同一性を失ったとみるのか、といった問題である。

調査実施の上であらわれるこうした問題の具体例の一つを挙げれば、調査票の中で「お宅の世帯で過去10年間に転出された方は何人いますか？」あるいは「5年前のお宅の世帯はどのような人達から構成されていましたか？その人達の統計柄をすべて列挙して下さい」という質問をした場合のことを考えてみるとよい。世帯によっては5年前には無かったかも知れない。その場合の世帯があったとか（5年前の世帯と現在の世帯との間に同一性を認めるということ）、世帯が無かったということの基準を何らかのかたちで示しておかないと、質問をうけた方は答えようがない。

この時間の経過の中で世帯をとらえたときに、世帯が継続しており同一だといえるかどうかを判断するための基準を、ここでは世帯の同一性の基準と呼ぶことにする。世帯の変化を観察する場合には、この世帯の同一性についての基準＝定義を調査の実施にあたって明確にしておかなければ、どのような規模の世帯が拡大したとか縮小したとか、あるいはまたある類型の世帯から他の類型の世帯に変化したとかその変化についていってみても意味がない。だから、この世帯の同一性についての基準というのは、世帯の定義の中でも、時間の経過の中で世帯の変化をとらえる場合に固有の問題であるといふことができる<sup>5)</sup>。

### 3. 世帯の同一性把握の実情—これまでの調査や分析における世帯の同一性の扱い

実際には、人口問題研究所の農村の世帯調査などで過去10年間の転出入を尋ねていながら必ずしも明示的に世帯の同一性の基準を示していない場合がある。そうしたときに、なぜ世帯の同一性が問題とされなかったかは必ずしも明らかではないが、恐らく、それらは殆ど農村についての調査であり引っ越し移動などが比較的少なく都市にくらべて世帯が地域の中にどっしりと定着していること、また農村では多くの場合そこに住む人間にとつていわゆる「イエ」としてとらえられる集団の存在とその範囲についての共通了解があり、それら集団の構成員の一部を新たに世帯概念をもってとらえなされた場合にも共通了解とされている「イエ」概念を媒介として、世帯概念でとらえた構成員の範囲とその時間経過による継続性・同一性について比較的明確に判断しうる場合が多いことなどによるものであろう。こうした農村地域ではたとえ世帯員の転出入があっても世帯の存在とその継続性について疑問の生じる余地が小さく、いわば世帯の同一性は自明だとみなされてきたからだと思われる<sup>6) 7)</sup>。それに加えて、たとえ世帯調査で世帯員の転出入を調査した場合でも、これまででは世帯員の動きは個人の移動という側面でとらえられてきており、それによる世帯の変化という側面のとらえかたは弱かったといえる。また、これまでの世帯への問題関心が世帯の現状の把握においていて、世帯の動態的な変化にはさしたる関心がおかれてなかることによるのであろう<sup>8)</sup>。

これまでの調査においても世帯の創設や変化についての質問を行う場合に、必ずしも、こうした世帯の同一性についての認識がされてこなかったというわけではない。例えば、国民生活研究所の家計のライフ・サイクル的変化に関する調査においては、世帯主に着目して世帯主が同一であるかどうかを基準に過去の世帯についての事実をきいている<sup>9)</sup>。また、社会保障研究所の調査においては世帯の創立の時をきいておりそのばあいは世帯の立地locationに着目して「おたくが現在のところに家をかまえられたのは何時頃ですか」という質問を行っている<sup>10)</sup>。また、必ずしも世帯についてではな

く家の同一性に関するものであるが、小山隆は宗門人別帳に基づき江戸時代甲斐国山崎村における家族形態の変化を分析し家族形態別の継続年数まで計算しているが、そこでの家の断承（同一性）は基本的には村における家の存在というlocationの要素をベースにし、恐らくそれに加えて田畠の同一や男子長系といった要素を加えて判断したものと思われる<sup>11)</sup>。

これらの調査や分析においては、世帯という集団の変化を観察する場合には世帯の中の何らかの標識を基準にして追跡しなければならないということはある程度は意識されていたと思われる。それは、これまでの調査や分析においてあるときは世帯主に着目し、あるときは世帯のlocationに着目して世帯の創設や変化における世帯の同一性を判断していることから明らかである。

しかし、より立ち入ってみると世帯主に着目した場合の世帯や創設や変化と、世帯のlocationに着目した場合の世帯の創設や変化とで明らかに異なる現象をとらえ観察していることになる。したがって、世帯員に一定の動きがあった場合、ある標識を基準にした場合には世帯は継続しており同一性が認められても、他の標識を基準にした場合は同一性が認められず世帯は解消したとされる場合すらある。そういう意味では、世帯の変化を問題にする場合には、世帯についてその何を標識にしてその創設や変化を判断しているかということへの明確な認識が必要である。その場合の世帯の標識とは、かなり具体的なものでなければならない。例えば、世帯主に着目して世帯の同一性を考える場合にも世帯主を一代かぎりのものではなく幾世代もの継承（同一性）を認めるとすると、地域によっては世帯主の継承の条件が異なるから、ある地域で世帯が継続しており同一性の範囲内で変化しているにすぎないと判断された現象が、他の地域ではこれまでの世帯は解消され別の新たな世帯が創設されたと判断されるようなことがあり得る。だとすれば、これこれの地域の世帯あるいは家の形態変化を分析するという場合には、世帯あるいは家のこれこれの標識を基準にしてその変化を追跡したということが具体的に言及されなければならない。

世帯の同一性というのは、端的にいえば、世帯という人間の集合を時間の経過の中でとらえようとするとき何に注目して追跡観察するかという標識の問題であるということができる。世帯の同一性の基準はいろいろあり得るが、実際には、世帯主に着目して世帯主が同一であることを基準とするか、あるいは、世帯の場所的な立地locationに着目して同一敷地内あるいは一定の地域内から世帯が動いていないことを基準にするといったものであろう。世帯主を標識にする場合は、さらに、世帯主の継承を認めるのか否か、認める場合の相続・継承の条件は何であるのかといったことが明示される必要がある。また、世帯の場所的な存在・立地locationを標識にする場合は、さらにその場所の範囲を具体的に、同一町村内か、同一敷地内か、同一建物かなどといったことを調査目的にしたがって明示する必要がある。

最後に昭和60年度に実施された調査（『家族ライフコースと世帯構造変化に関する人口学的調査』）における世帯の同一性標識にふれよう。この調査では、「15年前にこの場所（同一敷地）に世帯がありましたか」と質問し、15年前になかった場合は、この場所に世帯が移ってきたのはいつか、あるいは、世帯が新しくできたのはいつかを質問している。すなわち期間を15年間に限定した上で、世帯のlocationに着目して、世帯の同一性を判断することになる。さらに、現世帯主について世帯主に就任した時期を質問してあるので、分析目的によっては同一性の条件に現世帯主になって以降という限定を加えることは可能である。ただし、世帯主とは何かということについてはこの調査では無定義で用いており、いわば調査対象世帯の記入者や調査員の社会通念にまかされており、世帯主概念を用いるときは注意が必要である。

世帯の同一性の基準は、世帯の時間的経過や変化をとらえる際の調査目的にしたがって操作的に定義するものであるから、上述したもの以外の基準も可能であるが、実際には、調査対象者に間違いなく質問の趣旨が伝わらねばならないから、あまり複雑な基準は実用的ではない。しかし、世帯の変化

について調査を行い、その変化について言及する場合には、時間的経過の中で世帯が前後同一だとみなされる範囲・境界についての明確な定義（同一性の基準）が必要である。それは、前に述べた通常の世帯調査に要求される世帯の単一性の基準とは別に、世帯の変動を問題にする場合に固有な定義として必要となるのである。

本稿は、人口問題研究所の昭和60年度の実施調査「家族ライフコースと世帯構造変化に関する人口学的総合調査」を実施するにあたって、世帯変動に関する考え方について自分なりの整理を行う必要性にせまられ、その整理の結果を備忘にふする程度にまとめたものである。本稿をまとめるにあたり、調査のプロジェクト・マネージャーである河野稠果所長をはじめプロジェクトのスタッフや人口問題研究所の同僚諸氏からの示唆やコメントなど多大な援助を受けたことを厚くお礼申し上げる。世帯の変動に関して、本稿のような考え方とは異なる立場からまとめることも可能であると思われる。本稿は上にも述べたように、調査を実施し分析するにあたって世帯の変動をどのようにとらえたらよいかについての自分なりの整理の一つに過ぎない。

1) 日本における世帯概念の来歴については宇野正道、「日本における世帯概念の形成と展開—戸田貞三の家族概念との関連を中心に—」、『三田学会雑誌』第73巻5号（1980年）、同「明治期における世帯概念の登場過程」、『家族史研究』、第4号（1981年秋）、国勢調査における世帯の定義については小林和正、「わが国の国勢調査における世帯統計1920—1955」、『人口問題研究所研究資料』、第134号（1960年4月）、国勢調査をも含む官庁統計のいくつかにおける世帯把握に関する整理は、山本千鶴子、「わが国の世帯統計」、『人口問題研究』、第151号（1979年7月）がある。

2) 本稿において、世帯の単一性と同一性という言葉を用いたが、この言葉は刑事訴訟法学から借りたもので、そこでは事件の単一性と同一性という概念が用いられている。刑事訴訟における審判の対象をそこでは事件と呼んでいるが、そうした審判対象と訴訟の発展に伴うその対象範囲とを単一性と同一性の問題としてとらえている。団藤重光、『新刑事訴訟法綱要（七訂版）』（創文社1967年）によれば、「事件の単一性とは、訴訟の発展をしばらく捨象して、いわば横断的に静的に観察したばあいに事件が1個である場合をいい」（147ページ）、「事件の同一性とは、手続きの発展に着眼して、事件が前後同一であることをいう」（149ページ）とされる。本稿において単一性と同一性という言葉を使うのは、こうした用語法にならったものである。

3) 世帯の変動についての調査はどんな調査でも、その変動を個人を軸にしてみようと世帯自体を軸にして観察してみよう、単一性についての基準をもたずには世帯の変動を観察することはできない。調査によっては世帯の単一性の基準をもたないよう思える場合でも、単一性の基準が自明だとみなされて省略されているにすぎない。なお、世帯変動を個人を軸にとらえる見方については、脚注5)を参照。

ここで、本稿では、調査単位ということに必ずしもこだわらずに調査における世帯の定義を問題にすることについての疑問が提起されるかも知れない。それは、通常は世帯が調査の単位でもあるため調査単位を離れて世帯の定義に言及することが無意味であるとも考えられやすいことに起因するのであるが、しかし実際に、過去の世帯についての質問を行うときは必然的に現在の調査単位である世帯を離れて質問が行われているのだから、その場合は「ここでは世帯をこれこれのものとしてとらえる」ということの相互了解が必要である。その意味では、調査単位を離れた世帯の定義というものが、調査実施にあたってやはり必要となってくる。

4) ただし、世帯調査におけるいわゆる世帯の定義には、世帯の単一性の基準を示すものと同時に世帯調査の対象範囲coverageを示すものが含まれていることがあり、世帯の定義イコール世帯の単一性の基準ではない。

5) 世帯の変動を具体的なある類型・規模の世帯から他の類型・規模の世帯への変化としてではなく、単に時点間の類型・規模別の世帯数の変化として考える立場もあり得る。世帯の変動と称して時系列にしたがった世帯数の増加・減少に言及する場合は、こうした把握の方が通常である。こうした世帯変動把握の例として、山本千鶴子・伊藤達也、「世帯の変動」、『人口問題研究』、第152号（1979年10月）がある。その場合には、世帯の同一性を問題にする必要はない。また個人を軸にして世帯変動をとらえる場合には、現在の所属世帯と過去に所属した世帯との同一性を必ずしも厳密に問題にしない場合もある。しかし、世帯自体の変化を具体的に直接とらえようとする場合には、世帯の同一性についての基準は非常に重要となる。

個人を軸にみる見方については、調査ではないが、最近、廣嶋清志が行列を使って世帯推計を試みようとしているのは、こうした見方に立てるものと思われるし、また清水浩昭が三世代世帯の分析において行っている世帯調査の集計を個人についてその帰属世帯別に行うというのも基本的にはこうした見方に立ったものである。その場合に、実際には、データとしてはコウホートのものは通常はまずないので、いずれの場合もクロスセクションのデータをもとにしてコウホート的な変化を読みこんでいくということだと思われる。このように、クロスセクションでもよいということになるとデータも比較的得られやすいし、世帯の定義さえはっきりしているならば考え方としては判かりやすい。しかし、個人を軸にしてみても変化の激しい時代にはコウホートとクロスセクションとではかなりの違いがあるのが通常であり、さりとて個人についてでも長期にわたるコウホートのデータを得るのは非常に困難であるのが実情のように思われる。廣嶋清志「分子的

- 人口構造論にもとづく分子構造変動モデル』『人口問題研究』第173号（1985年1月），pp.39—63。および清水浩昭「三世代世帯の形成過程に関する研究」『人口問題研究』第173号（1985年1月），pp.22—38。参照。
- 6) しかし、世帯の引っ越し移動や転出入の頻繁な都市地域の世帯の変動をとらえる場合や昭和60年度に実施された人口問題研究所の世帯調査「家族ライフコースと世帯構造変化に関する人口学的総合調査」のように全国サンプルの調査では、世帯の同一性の基準を明示的に示さなければ、その場合にとらえられた世帯の変動は、かなり曖昧なものとなる。なぜなら、引っ越し移動などは、ある場合には世帯の解消と世帯の創設としてとらえられ、また他の場合には世帯はまったく変化していないものとしてとらえられたりすることがあり、そうした場合の判断基準がまったく示されていないことになるからである。
- 7) 世帯ではないが、自明とみなされがちな「イエ」概念についても同様の問題がある。例えば、「イエ」の継続性や変化を調べるといった場合のことを考えてみよう。そうした場合にも、「イエ」とは何かを明らかにしないと質問が成立しないことになろう。例えば、「あなたの田舎には、本家と呼ばれるような家がありますか」と尋ねた上で、その本家についての質問をすることになる。その場合の本家とは、アブリ・オリに自明のように思われるかもしれないし、日本の現状ではその系譜やつながりも男子の長系をイメージされる場合が多いであろう。しかし実際には、東北日本と西南日本とでは「イエ」としてとらえる範囲や実態がかなり異なることが多いであろうしその場合の「イエ」の系譜やつながりについての条件も違うだろう。この場合の「イエ」の系譜やつながりの条件とは、「イエ」が継承されており同一だとみなされる場合の条件のことと、地域、時代によって継承の条件が異なり、継承者が男子あるいは長系に限らないかも知れないし、祭祀の継承や家屋、土地、田畠など主要な財産の継承あるいは父母の同居扶養などの条件の要否が異なってくるであろう。だとすれば、どのような状況が生じればその「イエ」がもはや従来の「イエ」ではなくなるということの了解も、地域、時代によって異なってこざるをえない。このように実際には、「イエ」概念についてもその中に含まれる構成員の範囲や時間的経過の中で継続性を認められる系譜関係の有無について、世帯概念における单一性や同一性と同様に定義されるなり補足的な情報で補われないかぎり、必ずしも自明とはいえない側面がある。
- 8) 内野澄子「世帯構造の変動」（内野澄子著『人口変動と食生活』、第一出版、1977年刊、pp.236—246。所収）は、人口問題研究所の調査に基づく世帯類型間変化を扱った分析としては恐らく先駆的な仕事の一つと思われる。近年にいたり、清水浩昭、廣嶋清志といった人達による世帯類型間変化の分析が現われている〔脚注5〕を参照。
- 9) 国民生活研究所、『家計におけるフライ・サイクルに関する実態調査集計結果表』（1967年3月）および国民生活研究所編、『世帯変動と生活構造—日本のライフ・サイクルー』、東洋経済新報社（1968年）参照。
- 10) 社会保障研究所の調査については、中鉢正美編、『家族周期と児童養育費』、至誠堂（1970年）参照。
- 11) 小山隆の江戸時代甲斐国山崎村における家族形態の変化の分析については、小山隆、「家族形態の周期的变化」、喜多野清一・岡田謙編、『家—その構造分析—』、創文社（1959年）、pp.67—83。参照。小山隆の仕事は、きわめて早い時期に家族類型間の変化を扱った先駆的なものであり、各家族類型の継続・滞在年数をも計量しているという意味では家族人口学family demographyの面からも特筆に値するものと思われる。家族人口学については、河野稠果、「家族人口学の展望」『人口問題研究』第170号（1984年4月），pp.1—17. 参照。